

# 富津市電子調達システム運用基準

平成21年12月1日制定  
令和2年3月27日最終改訂

## 1. 総則

### 1.1 趣旨

この運用基準は、富津市電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、富津市電子入札約款その他関係規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 1.2 用語の意義

#### (1) 富津市電子調達システム

富津市の発注する工事又は製造の請負、物品の購入及び設計、測量、調査等の業務委託に係る入札を処理するシステムで、電子入札システム、入札情報サービスシステム及び入札参加資格申請システムで構成される。

富津市電子入札システムは、千葉県及び千葉県内の市町村が共同利用する「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

#### (2) 電子入札システム

入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとインターネットを利用して処理するシステムをいう。

#### (3) 入札情報サービスシステム

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

#### (4) 入札参加資格申請システム

入札参加希望者がコンピュータとインターネットを利用して入札参加資格申請を行うシステムをいう。

#### (5) 入札参加資格者名簿

富津市入札参加資格者名簿をいう。

#### (6) 電子入札

電子入札システムにより処理する一般競争入札及び指名競争入札に関する入札方式をいう。

#### (7) 紙入札

電子入札によらない、紙に記載した入札書及び見積書等を使用して行う入札方式をいう。

#### (8) 電子入札業者

電子入札に参加する入札参加者をいう。

#### (9) 紙入札業者

紙入札による入札参加者をいう。

(10) ICカード

電子入札コアシステム対応認証局（以下「コアシステム対応認証局」という。）が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。

インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(11) 電子くじ

電子入札システムにおいて、くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数字（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する機能をいう。

## 2. 共通事項

### 2.1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うシステムである。その導入の目的は、入札・開札事務における透明性の向上とコストの縮減を図るものである。

また、このシステムは、富津市が案件登録、入札参加資格申請、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知などを行う「発注者機能」、電子入札業者が入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

### 2.2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、富津市入札参加資格者名簿に登録され、コアシステム対応認証局が発行したICカードを取得した者とする。

### 2.3 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式

### 2.4 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとしてあらかじめ富津市が指定及び公表する、工事又は製造の請負、物品の購入及び設計、測量、調査等の業務委託の契約の調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあっては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

### 2.5 入札情報サービス（PPI）について

入札情報サービスとは、発注見通し、入札公告、入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムという。

### 2.6 入札参加資格申請システムについて

入札参加資格申請システムとは、インターネット上で入札参加資格申請を行うシステムである。

### 2.7 システムの運用時間

電子入札システムの運用日は、原則として無休とし、運用時間は次のとおりとする。

- |                |    |                  |
|----------------|----|------------------|
| ① 入札参加資格申請システム | 1日 | 16時間（8：00～24：00） |
| ② 電子入札システム     | 1日 | 16時間（8：00～24：00） |
| ③ 入札情報サービス     | 1日 | 24時間             |

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システムポータルサイト又は富津市ホームページにおいて当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

## 2.8 問合せ

公調達システムの利用上の問い合わせは、サポートデスクから次のとおりとする。

時間 9：00～17：00

（ただし12：00～13：00は除く）

電話 043-441-5551

## 3. 電子入札システム

### 3.1 ICカードの取扱いについて

#### 3.1.1 利用者登録について

電子入札業者は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合、電子入札システムの利用者登録を行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

#### 3.1.2 利用者登録内容の変更について

電子入札業者は、電子入札利用者登録事項に以下の変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

- ・企業情報
  - ① 電話番号
  - ② FAX番号
  - ③ 部署名
- ・代表窓口情報及びICカード利用部署情報
  - ① 連絡先名称（部署名）
  - ② 連絡先郵便番号
  - ③ 連絡先住所
  - ④ 連絡先氏名
  - ⑤ 連絡先電話番号
  - ⑥ 連絡先FAX番号
  - ⑦ 連絡先メールアドレス

#### 3.1.3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、富津市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状における受任者とする。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

#### 3.1.4 ICカード複数枚の登録について

電子入札業者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

#### 3.1.5 ICカードの更新について

電子入札業者は、入札参加途中の案件で使用しているICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。ただし、更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」「ICカード取得者氏名」「ICカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため

注意するものとする。

### 3.1.6 入札参加中のＩＣカードの取扱い

電子入札業者は、入札書の提出から開札手続きが終了するまで同一のＩＣカードを使用し、開札予定日前にＩＣカードの有効期限が切れることがないように注意するものとする。

### 3.1.7 ＩＣカードの失効について

電子入札業者は、以下に示す事象が発生した場合、ＩＣカードが失効となるため、速やかに認証局へＩＣカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ＩＣカードがロックした時（ＩＣカード用ＰＩＮの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
  - ・ ＩＣカード企業名称
  - ・ ＩＣカード取得者氏名
  - ・ ＩＣカード取得者住所
  - ・ 所属組織の本店所在地（登記簿事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ）
- ⑦ 利用者が退職した時

### 3.1.8 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）用に使用できるＩＣカードは、特定ＪＶの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登録されている者）又は、代理人のＩＣカードとする。

## 3.2 対象入札案件の取扱いについて

### 3.2.1 案件が変更された場合について

富津市の都合により、調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、富津市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 3.2.2 案件が取り消された場合について

富津市の都合により、調達案件を取り消した場合、既に提出済みの一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書等は無効とし、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者に対し、中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。ただし、既に入札書等を提出済みの紙入札業者に対しては、中止通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

### 3.3 入札金額内訳書の取扱いについて

#### 3.3.1 入札金額内訳書の添付について

入札参加者は、入札公告の規定により入札金額内訳書の添付が必要となる案件については、入札書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、そのファイルの容量は3MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2007 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat9 以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

#### 3.3.2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、zip 又は lzh 形式に限定し、自己解凍形式（exe 形式）は無効とする。

#### 3.3.3 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、富津市は速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

#### 3.3.4 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

入札参加者は、添付する入札金額内訳書のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合に限っては、郵送等で提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（様式1）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次の手順により郵送で提出するものとする。

- ① 封筒に入札金額内訳書を入れる。
- ② 郵送にあたっては、入札書受付締切予定日必着とし、書留・簡易書留・指定記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。
- ③ 提出先は、公告等に記載の入札執行課とする。

上記の規定にかかわらず、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

### 3.4 指名通知及び入札書の取扱いについて

#### 3.4.1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。

ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、文書による指名通知とする。

### **3.4.2 入札書の提出について**

入札参加者は、電子入札案件について、電子入札システムを利用して入札書の提出を行わなければならない。

入札書の提出期限は、あらかじめ富津市が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締め切るものとする。

以降、富津市はいかなる場合においても入札書受付締切後は、入札書を受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日（土日祝日及び年末年始を含む）の場合、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書受付締切予定日時（締切日時直前）から可能な限り時間的余裕を持って、入札書を提出するものとする。

### **3.4.3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について**

富津市の都合により入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより、入札参加者に対し日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

### **3.4.4 入札書提出後の辞退について**

入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに辞退の理由を明記した辞退届を入札執行課へ提出するものとする。

### **3.4.5 入札書未提出の取扱いについて**

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

## **3.5 開札について**

### **3.5.1 開札方法について**

富津市は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行者の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封するものとする。

### **3.5.2 開札時の立ち会いについて**

電子入札業者は、開札に立ち会うことができるものとする。立ち会いを希望する場合は、開札日前日までに富津市に「開札立会申込書」（様式2）を提出するものとする。

### **3.5.3 落札候補者の決定について**

富津市は、制限付き一般競争入札を執行し、開札により落札候補者が決定した場合、当該落札候補者の入札参加資格の事後審査を行うため、落札決定を保留するものとする。この場合、入札参加者全員に対し、電子入札システムから電子メールに



より、保留通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、保留通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

#### **3.5.4 くじになった場合の取扱い**

富津市は、落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札参加者が二人以上ありくじにより落札者又は落札候補者の決定を行うこととなった場合、ただちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札候補者を決定するものとする。

紙入札業者については、入札書に記載したくじ番号を入札執行者が入力するものとする。ただし、入札書にくじ番号の記載がない場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

#### **3.5.5 再度入札について**

富津市は、再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムから電子メールにより、再入札通知書を発行した旨を通知するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者の再度入札対象者に対しては、再入札通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

入札書又は見積書（以下「再入札書等」という。）の提出期限は、富津市が指定する日時とする。ただし、富津市が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書又は、見積依頼通知書に明記してある場合、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

#### **3.5.6 不落随意契約について**

入札執行課は不落随意契約（落札者がいないときの随意契約（以下、「不落随契」という。）に移行する場合、電子入札システムにより、見積依頼対象者に見積依頼通知書を発行した旨を通知するものとする。

見積依頼対象者は、電子入札システムより速やかに見積依頼通知書の内容を確認するものとし、以下の通り処理を行うものとする。ただし、下記の処理を行わない場合、不落随意契約参加意思のない者と見なすものとする。

- ① 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと
- ② 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること

#### **3.5.7 入札の保留について**

富津市は、入札を保留する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、保留通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

#### **3.5.8 開札の延期について**

富津市は、開札を延期する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、日時変更通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

### **3.5.9 入札の取止めについて**

富津市は、入札不調等により入札を取止めする場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、取止め通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

### **3.5.10 入札結果公表について**

富津市は、開札を行った場合、入札結果を電子入札システムにおいて公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、富津市は入札情報サービスにより速やかに入札結果を参照できるようにするものとする。

## **3.6 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合**

### **3.6.1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について**

富津市は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ① 紙入札業者が、電子入札導入のため、ＩＣカード発行の申請中の場合
- ② ＩＣカードの記載事項（名義人等）の変更によりＩＣカード再発行申請中の場合
- ③ ＩＣカードの失効及び破損等でＩＣカードが使用できなくなり、ＩＣカード再発行の申請中の場合
- ④ パソコン、インターネット環境等のシステム障害により、入札書受付締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他、富津市がやむを得ないと認めた場合

### **3.6.2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて**

紙入札業者として入札に参加する場合、入札書提出期間の末日の正午までに「紙入札参加届出書」（様式３）を入札執行課へ持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込をした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

### **3.6.3 紙入札業者の入札書の提出方法等について**

紙入札業者として入札に参加する場合の入札書は、封筒に入れ封印の上、入札書受付締切予定日時までに入札執行課へ持参し提出するものとする。

また、「入札書」（様式４）には、くじ番号（任意の３桁の数字）を記入するものとする。

### **3.6.4 紙入札業者の再度入札について**

富津市は、再度入札となった場合、3.5.5の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は、入札書受付締切予定日時までに入札書を封筒に入れ封印の上、入札

執行課まで持参し提出するものとする。

### **3.6.5 紙入札業者の入札辞退について**

紙入札業者は、再度入札等において入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式5）を入札執行課へ持参し提出するものとする。

## **3.7 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出について**

### **3.7.1 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出について**

落札候補者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料等を書面により提出するものとする。

### **3.7.2 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の審査について**

富津市は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料の審査を行い、入札参加資格要件を満たしているか判断する。

## **3.8 落札者の決定について**

入札参加資格審査の結果、資格要件を満たしていると認められた場合、落札者として決定するものとする。

富津市は、落札者が決定した場合、入札参加者全員に対し、電子入札システムから電子メールにより、落札者決定通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、落札全員に落札者決定通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

## 4. システム障害等の取り扱いについて

### 4.1 富津市のトラブル

富津市は、電子入札システム用サーバ又はネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入開札業務の延期または紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、富津市は、状況に応じて富津市ホームページ、電子メール、電話、FAX等の手段により入札参加者に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

### 4.2 電子入札業者のトラブル

#### 4.2.1 入札参加希望者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望者は、入札参加申請前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

#### 4.2.2 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3.6の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は、電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

#### 4.2.3 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3.6の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

#### 4.2.4 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問等がある場合、富津市ホームページ又はちば電子調達システムポータルサイトに掲載してある、「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、富津市に連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

## 5. 不正行為等の取り扱いについて

### 5.1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

富津市は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

### 5.2 添付された書類にウィルス感染があった場合

3.3.5の規定により、富津市が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウィルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

附則

この運用基準は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成25年12月18日一部改正  
平成26年4月1日施行。一部平成31年10月1日施行

附則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。

様式1

# 提出書類一覧表

年 月 日

富津市長

様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(受 任 者)

印

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

## 記

1. 件 名 \_\_\_\_\_

2. 場 所 \_\_\_\_\_

3. 提出書類名

(1) \_\_\_\_\_ 全 ページ

(2) \_\_\_\_\_ 全 ページ

(3) \_\_\_\_\_ 全 ページ

(4) \_\_\_\_\_ 全 ページ

4. 提出方法 (□にチェックを入れてください。)

郵 送

持 参

様式2

# 開札立会申込書

年 月 日

富津市長

様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(受 任 者)

印

次の案件について、開札の立会いを希望します。

件 名

---

開札日時 年 月 日 時 分

立会者氏名

---

印

様式3

紙入札参加届出書  
(電子入札案件 紙入札業者用)

年 月 日

富津市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(受 任 者)

印

下記案件について、富津市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を届出します。

記

1. 件 名 \_\_\_\_\_

2. 場 所 \_\_\_\_\_

3. 電子入札に参加できない理由 (□にチェックしてください。)

ICカードの取得手続き中

新規取得     記載事項変更のため再取得     失効・破損等による再取得

その他 (具体的に記載してください)

---

---

---

---



様式 4

入 札 書  
(電子入札案件 紙入札業者用)

年 月 日

富津市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(受 任 者)

印

ご指示の電子入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約書(案)のとおり請負いたします。

円也

くじ番号(任意の3桁の数字を記入する。<必須>)

--

件 名 \_\_\_\_\_

場 所 \_\_\_\_\_

様式 5

入 札 辞 退 届  
(電子入札案件 紙入札業者用)

件 名

上記の入札について、下記の理由により入札参加を辞退します。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(受 任 者)

印

富津市長 様

記

辞退理由

- 1 手持ち業務・案件等が多く、さらに業務・案件等を受注することが困難である。  
(向こう 月程度)
- 2 この業務・案件等を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社（個人企業の場合には個人）の都合による。
- 5 諸般の事情により、指定された納入期限に間に合わないため。
- 6 仕様を満たす物品調達ができないため。
- 7 その他（ )

**【注意事項】**

- ・ 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・ 辞退理由のうち、該当する番号に○を付けてください。
- ・ 辞退理由の1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- ・ 辞退理由の7の場合には、( )内に理由を簡潔に記入してください。